

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

記

第1 監査の概要

1. 監査の目的

市が令和2年度に支出した指定管理料に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを確認するため監査を実施した。

2. 監査の対象

団 体 名	所 管 課
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	福 祉 課 子育て健康課

3. 監査の実施日及び監査実施場所

団 体 名	実 施 日	実施場所
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	令和 3年10月20日	平川市健康センター 会議室

4. 監査の範囲

令和2度に交付された指定管理料及び現金等の取り扱いに関わる出納及び事務

の執行を対象とした。

団 体 名	監査対象施設
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	尾上・碓ヶ関地域福祉センター指定管理業務及 び平川市児童館指定管理業務について

*尾上保健センターは指定管理料が無料のため監査対象外とした。

5. 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の観点について団体を監査した。

- ① 指定管理料に係る事業の適正性及び会計処理は適切か。
- ② 通帳、印鑑及び釣銭等がある場合はその管理体制は適切か。

6. 監査の方法

- ① 関係書類の实地調査
- ② 説明者からの聴取調査

第2 監査の結果

1. 総合意見

平川市社会福祉協議会は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域社会福祉の推進を図ることを目的とし16項目の事業経営を実施している。

今回は、同協議会が平川市より指定管理業務を実施していて、指定管理料を2年度に支払った下記4施設について監査を行った。提出された書類並びに事に提出を求めた資料を参考にして聴取を行った結果、適正に処理されているものと認められた。

2. 監査結果の概要

(1) 尾上地域福祉センター指定管理業務について

尾上地域福祉センターは、指定管理料として10,090,000円の支払いを受け、おもに同施設の運営事業にあたっている。

歳入歳出とも総額が10,133,011円で、歳入のうち手数料が43,011円で運営されていた。

歳出の主な要因は施設管理費（燃料費・光熱水費・修繕料・業務委託料）であり、全体で9,931,195円となっている。この値は前年度より△592,285円(△5.6%)の減となったことを示している。

また、同施設の利用状況については、11,463人で前年度より△9,578人(△54.5%)の減となった。これは、新型コロナウイルス感染症対策により施設の閉館や利用自粛などによるものと思われる。

(2) 碓ヶ関地域福祉センター指定管理業務について

碓ヶ関地域福祉センターは、指定管理料として7,510,000円の支払いを受け、おもに同施設の運営事業にあたっている。

歳入歳出とも総額が8,592,797円で歳入のうち、使用料が16,800円、手数料1,065,997円で運営されていた。

歳出の主な要因は施設管理費（水道光熱費・燃料費・施設修繕・業務委託）であり、全体で8,344,940円、前年度より60,927円（0.7%）の増となっている。

また、同施設の利用状況については、6,110人で前年度より△1,405人（△18.7%）減となった。これも、新型コロナウイルス感染症対策により施設の閉館や利用自粛などによるものと思われる。

(3) 平川市童館指定管理業務について

平賀児童館・尾上児童館と2施設あり、指定管理料として8,307,000円の支払いを受け2施設の運営事業にあたっている。

収支決算で、歳入の総額が9,628,950円となり歳入のうち平川市委託料が1,300,000円、各種事業参加費21,950円を加えて運営されていた。

歳出の主な要因は児童厚生員の人件費（賃金及び諸手当）であり、全体で7,890,156円前年度より△24,953円（△0.3%）の減となっている。

また、利用状況について平賀児童館は、5,513人・一日平均19人で前年の32人と比べ△13人（△40.6%）減、尾上児童館は、1,385人・一日平均5人で前年の13人と比べ△8人（△38.5%）減となった。これは、新型コロナウイルス感染症対策による、外出自粛や施設閉鎖などの影響によるものと推察される。

○ 総括的業務について

平川市社会福祉協議会は、今回監査を行った他に、法人運営事業（主に人件費）として補助金54,913,500円、受託料60,526,463円（16の業務委託）があり、総事業収入で296,552,738円であり、一方総支出は286,568,937円である。

経常活動による収支では9,983,801円の黒字であるが、施設整備費等△3,198,561円の減、その他の活動による収支△6,856,400円の減があったため、当期差額合計として△71,160円の減額となっている。

よって、当期末支払資産残高は、前期末支払資産残高115,415,298円から当期資金収支差額分を差し引いて115,344,138円となった。

指定管理料全体では、収入額25,907,000円に対し支払額は28,226,868円となっており、主なものとして人件費7,890,156円、燃料費3,871,725円、光熱水費7,671,390円、修繕料753,051円、委託料6,131,850円などとなっている。どの施設も、新型コロナウイルス感染症の影響を免れず利用者の減少となっている。